

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 26 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第 6 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の <u>2 分の 1 に相当する期間（以下「調整期間」という。）</u> を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第 6 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。